



日耳鼻医学会 F A X ニュース NO 157

平成21年10月21日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医学会 E-mail jimujenti.or.jp HP http://www.jenti.or.jp
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

医会長協議会のご案内

例年11月末に開催されていた医会長協議会は本年は12月6日(日)に開催致します。講演は元当会理事の武見敬三先生にお願いしています。武見先生は7月にボストンのハーバード大学で1年半に亘る保健医療制度に関する政策研究の研究生生活を終えて帰国されています。今回はその研究の一端をお話し頂きます。なお、協議会の議題などの正式案内は11月初めに各医会長宛差し上げる予定です。

第3回全理事会報告

10月11日(日)

10月11日事務所で第3回全理事会が開催された。主な議事と概要は以下の通り。

* 第34回臨床家フォーラム報告 -

参加者数 会員202名、家族・職員81名、懇親会参加者163名、聴力検査講習会32名。収支は予算内の見込み。

* 第35回臨床家フォーラム進捗状況について

平成22年9月19日(日)20日(月・祝日)品川のココヨホールで。医業経営を中心に、若い耳鼻科医に、また経験豊かな耳鼻科医にも魅力ある色々なテーマを研究中。また全体集会の講演についても魅力ある演者を考えている。

* レセプトオンライン化の今後の見通しについて

厚労省の例外措置案を参考に各地の現状を報告してもらい分析を行う。

* 新型インフルエンザについて

各地の現状や患者が受診したときの対応、新型インフルエンザワクチン接種法等について情報交換を行う。

* 政権交代後の諸問題について

後期高齢者医療制度は3年後に廃止とされたが、今後経緯を見守って行きたい。できれば厚労省関係者に今後の医療政策について話を聞きたい。各党のマニフェストなどを良く読んで耳鼻科医も医政に関心をもって欲しいとの意見が出された。

レセプトオンライン請求に関する省令改正

及び告示(案)

厚労省により10月10日に「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(請求省令)の一部を改正する省令」の改正案がe-Govに提示され、意見公募手続(パブリックコメント)が求められた。意見受付締切日は10月23日で、施行予定日は11月上旬とのことである。

以下の内容で施行されると考えてよい。

1. 趣旨

平成23年度からレセコンなしの診療所がレセプト請求を原則オンライン化するという方針は変わらないが、小規模・高齢などの理由によりオンライン請求の義務化の例外措置等を定める。

2. 告示及び改正省令の概要

(1) 請求省令の一部を改正する省令案の概要

手書きレセプトで請求する医療機関で、レセプト件数が年間3600件(月300件)以下の場合、オンライン請求の義務化を免除する。

常勤医師の年齢がすべて65歳以上の高齢者の診療所はオンライン請求の義務化を免除する。

診療所でレセコンありは平成22年4月診療分から、レセコンなしは平成23年4月診療分からオンライン請求の義務化が求められているが、それぞれの場合にその時点ですべての常勤医師の年齢が65歳以上であれば免除される。

ただし、それぞれの場合にその時点で既に電子レセプトによる請求が可能な診療所は該当しない。(中略)

平成22年4月診療分からオンライン化に移行することとされているレセコン有の診療所は、同年7月診療分からオンライン請求とする。

新型インフルエンザワクチンに関するQ&A

[日医10月13日 新型インフルエンザワクチン接種事業に関するよくある質問及び現段階での考え方(未定稿 第2版)より抜粋]

Q 優先接種対象となる医療従事者は、医師・看護師のみか?

A 優先接種の対象者の職種については、基本的には医師、看護師、准看護師等、新型インフルエンザ患者の診療に従事する職種を対象としているが、その他の職種であっても、新型インフルエンザの診療に従事する場合は対象としても差し支えない。

Q 訪問看護に従事する看護師は優先接種対象になるか?

A 【条件付き対象】医療従事者については、「インフルエンザ患者の診療に従事する者」を対象としているが、新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザ罹患者においても在宅で療養する者が増大することも予想されるため、インフルエンザ患者の在宅療養に従事する訪問看護師は医療従事者に含まれるものとする。なお専ら介護保険適用のサービスを行っている場合は対象外。

Q 歯科医師は医療従事者に含まれるか?

A 【基本的に対象外】歯科医師については、一般的には、新型インフルエンザ患者の診療に直接従事していないことから、対象外となるものと考えられる。ただし、新型インフルエンザ発生時に、病院内、例えば口腔外科で、重症化リスクの高い患者について、新型インフルエンザによる重症化防止に貢献する場合であれば、歯科医師についても対象となると考えられる。

Q 調剤薬局の薬剤師等は医療従事者に含まれるか?

A 【対象外】

Q 1歳未満児を養育する乳児院の職員や里親は対象になるのか? A 【対象】

Q 1歳未満児の保護者の範囲は? 祖父母で同居している者は入るのか?

A 常時世話をしている同居家族を「保護者」と解釈する。例えば、祖父母等であっても、同居し、かつ常時世話をしている場合は、対象として差し支えない。

Q 接種対象者の年齢等はどの時点のものか?

A 「妊婦」は接種時点で妊娠していること。「1歳未満児の保護者」は接種時点で子供が0歳児(1歳の誕生日前)であること。